インターネットでの差別書込みをなくそう

差別のない・元気・笑顔の花咲く町

湯浅町

部落差別をなくそう

01 部落差別とは

日本の歴史の過程で形成された身分や住む場所等の差別により、国民の一部の人々が経済的・社会的に低い状態におかれ、被差別部落出身者とみなされた者が今なお就職や結婚といった人生の節目において、嫌な思いや不当な扱い方を受けるなどする、日本固有の人権問題です。

02 ネット世界で広がる部落差別

近年では部落差別のかたちが変化し、インターネット上で本人の意志に反し、被差別部落の所在地を暴露する等の行為が問題となっています。

こういったことを受け、平成28（2016）年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が公布、施行されました。

また、湯浅町においてもインターネット上の差別書込み等を監視（モニタリング）すること等を規定した「湯浅町部落差別をなくす条例（町条例）」を制定し、令和元（2019）年10月から施行しています。

03 ネット上での被差別部落の地名公開等は人権侵害です！

インターネットの普及により、私たちの生活は便利になりましたが、全ての情報が正しいわけではなく、被差別部落の地名や被差別部落出身者を一括りに差別的に扱うような根拠のない情報を公開するなど、誤解や偏見に基づく情報が溢れています。

また、部落差別に関連する裁判では、被差別部落の地名を公表することは「差別されない権利」の侵害であることを認めました。

このように当事者自身の意志により出身を公表するカミングアウトとは異なり、意思に反し公表されるアウティングは明らかな人権侵害であるということを理解し、ネット社会における部落差別も解消していきましょう。

04 差別書込み事例紹介

インターネット上に書き込みしていませんか？
どういったところが問題か考えてみましょう。考え方の一例は裏面に記載しています。

スレッド 1

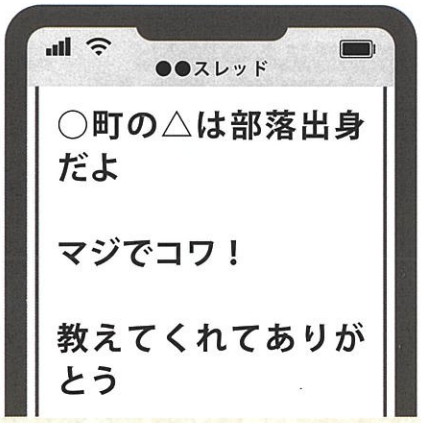

スレッド 2

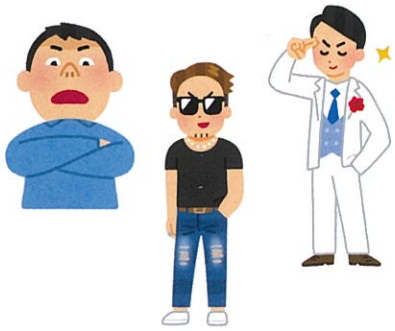

スレッド 3

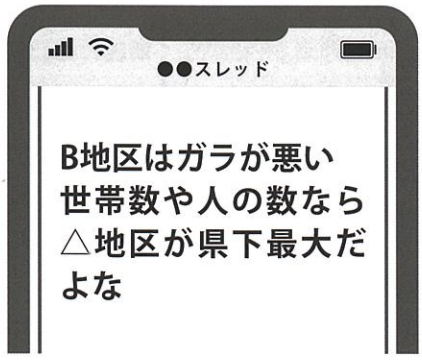

B 地区…被差別部落、部落、同和地区を意味する隠語。部落（Buraku）の頭文字を取ったものと思われる。

05 湯浅町におけるモニタリング

湯浅町では、町職員が特定の掲示板サイト等を対象に被差別部落の地名を暴露する差別書込み等を監視し、必要に応じサイト管理者等に削除要請を行っています。

モニタリング手順

❶ 町職員がインターネットの掲示板等を監視

❷ 差別書込み発見時は人権推進課へ報告

❸ 報告内容を確認し、対応を検討

対応

❹-1 サイト管理者等へ削除要請

❹-2 和歌山県、法務局へ対応を依頼

❺ 削除されたかを確認

「04差別書込み事例紹介」での考え方一例

スレッド１：特定の人物が被差別部落出身であることを本人の意志に反し暴露している。

スレッド２：被差別部落が多いことと「調子にのっている」人がいることは無関係であり、誤解や偏見による投稿である。

スレッド３：被差別部落と「ガラの悪さ」を根拠なく関連付け、さらに特定の地区が被差別部落であることを暴露している。

差別書込み等を発見した場合はお知らせください

湯浅町人権推進課

〒643-0004 和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅 2707-1（ 湯浅町総合センター内 ）

TEL：0737-64-1126　Mail：jinsui@town.yuasa.lg.jp

VEGETABLE OIL INK 植物油インクを使用しています